政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策	₹3:分権型社会にふさわしい地方	行政体制整備等					自治行政局総務室、行政 度課、外国人住民基本台		作成責任者名	自治行政局総務室長 大場 高志		
	とも	「分権型社会の確立を目指した地 に、地方分権の担い手を支える地 )育成・確保を推進する。	よ方自治制度の見直し と方公務員制度の確立	や簡素で交互を図るため	カ率的・効果的な地方行 か、定員・給与の適正付	行政体制の 化や地方公	)整備等を進めると 共団体における人	担当部局課室名	村課、行政経営支援室、公務員 給与能率推進室、福利課		分野【政策体系上の 位置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】	地方	地方分権型社会の確立を目指すため、地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整える。									政策評価実施 予定時期	平成28年8月	
		測定指標						年度ごとの目標(値)					
施策目標	(数字に〇を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)			年度ごとの実績(値)		 測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
	安る	· 例	基準年度		目標年度		26年	F度	27年度				
		か 地方自治制度の見直し、普及 〈アウトプット指標〉	第30次地方制度調査会の答申等を踏まえ、総合区制度の		改正地方は活ににより新設された制度等につからされた公共が表できた。地方のため、必要な情報を提供。第31次地方様状ののまる。以地方制度調査会路まに関する。地方明に応じ見直しを実施。	27年度	普及のため、必要な	は治法により新設された制度等につき、地方公共団体への の、必要な情報を提供。 が制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し 見直しを実施。					
地方分権型社会の確立に向けた地 方制度の構築が進むこと	1		創設や指定都市都 道筋県連絡など、主 道所県連絡など、直 道所県連絡など、直 動作、中核 市の統一等 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	25年度			・平成26年6月10日 び各政令指定都市 地方自治法につい 施。その他、各種連 も、情報提供を実度割 問事項に関す項に関うの書 時門小平成26年3月 第2回総会において した。	を対象として、改正 ての説明会を実 請演会等において 5した。 剛査会において、諮 講項目について、 ける13回の審議を 12日に開催された	_	個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確対応する三大箱市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方や、議会度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等に関し、ま方自治制度の見直しの検討・実施が必要と考え、指標として設定。 【参考】 ・第31次地方制度調査会開催回数(平成26年度) ⇒総会:2回、専門小委員会:13回			
							取績	組状況を把握し必要な情					
	2	・地方公共団体における事務の共同処理の活用状況・地方公共団体への情報提供等の状況 〈アウトプット指標〉	各地方公共団体の 主体的な取組を支 援するため、取組状 況を把握し必要な情 報を提供。		各地方公共団体の 主体的な取組を支 援するため、取組状 況を把握し必要な情 報を提供。	27年度	以下のような情報技・平成26年7月1日: ・平成26年7月1日: ・平成26年7月1日: ・平成26年7月1日: がについて、調査及い、「地方公共団体 処理の状況調の結 平成26年12月12日 務省ホームページ/	現在の地方公共団 共同処理の活用状 なびとりまとめを行 間の事務の共同 果の公表」として、 に報道発表及び総	-	間の広域を中から最も	連携などの多様な選抜 適した仕組みを主体	今後は、自主的な合併のほか、市町村 R肢を用意した上で、市町村がこれらの 的に選択できるようにする必要がある 是供等を行うことを指標として設定。	
地方公共団体が自主的・主体的に 地方行革に取り組むこと	3	地方公共団体における行政改 革の取組状況 <アウトブット指標>	地方公共団体が自 主的・主体的に行政 改革が行えるよう、 取組状況を把握し、 必要な情報を提供。		地方公共団体が自 主的・主体的に行政 改革が行えるよう、 取組状況を把握し、 必要な情報を提供。		取組状況を把握し、必要な情報を提供。			各地方公共団体においては、これまでの改革の成果を維持しつつ、自			
							以下のような情報技・平成26年10月1日団体における行政でについて、調査及びい、「地方公共団体の取組状況に関す、果公表」として、平所報道発表及び総務公表した。	現在の地方公共 攻革の取組状況等 たりまとめを行 における行政改革 る調査等の調査結 成27年3月31日に	_	上に努める 考えられる て設定。 参考(平) ・地方公共 年3月25日 ・地方公共	らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の約上に努めるなど、引き続き自主的に行政改革に取り組むことが 考えられるため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを指 て設定。 【参考(平成25年度実績)】 ・地方公共団体における行政改革の取組状況に関する調査(平 年3月25日公表) ・地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査( 年3月25日公表)		

4	地方公務員数の推移 <アウトブット指標>	地方公共団体が自 主的・主体的に定員 管理を行うに当た り、必要な情報の提 供。	25年度	地方公共団体が自 主的・主体的に定員 管理を行うに当た り、必要な情報の提 供。	27年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。 主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いいこついて」により、地方公共団体に対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日付け)について地方公共団体に情報提供を行った。 ・平成26年4月1日現在の地方公務員数の状況について、調査及びとりまとめを行い、平成26年12月22日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。また、調査結果を活用し、地方公共団体の適正な定員管理の参考資料として、人口規模等に応じて団体間の比較分析ができる「類似団体別職員数の状況」等のデータを作成し、総務省ホームページに公表するとともに、冊子としても、全地方公共団体に配付した。	地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。 地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に入事配置を行うことが重要。 国としては、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。 目標(値)については、地方公共団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。  【参考(平成24~26年度実績)】  ○地方公務員数の推移(各年度4月1日現在)地方公共団体の総職員数(平成26年度)274万3,654人(対前年比▲8,830人)(平成26年度)275万2,484人(対前年比▲1万6,429人)(平成26年度)276万8,913人(対前年比▲2万0,076人)  ○ラスパイレス指数の状況(各年度4月1日現在)地方公共団体(全団体)のラスパイレス指数(平成26年度)98.9 (平成25年度)106.9(参考値(注1)98.8) (平成24年度)107.0(参考値(注1)98.8)
5	ラスパイレス指数の状況 〈アウトブット指標〉 ※ラスパイレス指数とは、全地方 公共団体の一般行政職の給料月 額を同一の基準で比較するため、 国の職員数(構成)を用いて、学歴 や経験年数の差による影響を補 正し、国の行政職俸給表(一)適用 職員の俸給月額を100として計算 した指数。	に役立てるよう必要	25年度	公表された各地方 公共団体のラスパイ レス指数を活用し て、住民及び地グ ・共団体がその水準 を判断・検証するの に役立を表する必要 な情報を提供。	27年度	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立てるよう必要な情報を提供。 主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年4月1日現在の状況について、調査及びとりまとめを行い、平成26年12月22日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。・以下のような各種会議の場を通じて、地方公共団体に対し、給与水準の適正化にかかる情報提供や技術的財富を実施した。・給与情報等について、総務省のホームページ上で、住民等が団体間の比較分析を行うことができる給与情報等公表システムについて、公表の充実等を図るため公表様式の一部改正を行った。 【参考】主な各種会議・「人事委員会協議会委員長・事務局長会議」(平成26年4~8月、全国7ブロック)・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月)・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成26年8月)・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック)	適正化の取組例(各年度4月1日現在) ・給与の「かたり」(注2)の制度がある団体が減少 (平成25年度) 69団体(全団体の2.9%) (平成24年度) 85団体(全団体の3.9%) ・自宅に係る住居手当のある団体が減少 (平成26年度) 357団体(全団体の0.0%) (平成25年度) 454団体(全団体の25.4%) (平成25年度) 454団体(全団体の25.4%) (平成24年度) 635団体(全団体の35.5%)  〇人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施。  (注1)「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値をいう。 (注2)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。

地方分権の担い手を支える地方公 務員制度が確立すること	6	給与制度・運用の適正化状況 <アウトプット指標>	各地方公共団体に おいて、住民の理解 と納得が得られるよう、給与の適正化が 図られるための必要 な情報を提供。	25年度	各地方公共団体に おいて、住民の理解 と納得られるよう、給与の適正化が 図られるための必な情報を提供。	27年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供。 主に以下のような情報提供を実施した。 ・地方公務員給与の適正化を推進するため、平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・平成26年12月22日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。  【参考】主な各種会議・「人事委員会協議会委員長・事務局長会議」(平成26年8月)・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成26年8月)・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成26年8月)・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成26年8月)・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック)
	7	人事委員会勧告における地域 民間給与水準の反映等の状況 〈アウトブット指標〉	各人事委員会において地域正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を 提供。	25年度	各人事委員会において地域正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供。	27年度	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供。  主に以下のような情報提供を実施した。 ・各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。  【参考】主な各種会議・「人事委員会議」(平成26年4~8月、全国7ブロック)・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月)
	8	給与情報等公表システムによる公表状況 <アウトプット指標>	実施率98.7% (1.765/1.789団体) (平成25年4月30日 現在)	25年度	実施率100%	27年度	実施率100%  実施率99.4% (1,778/1,789団体) (平成26年4月30日現在)

9	地方公共団体の人事制度改革の状況(任期付採用の実施団体) 〈アウトプット指標〉	公務の能率的かつ 適正な空営を確保 するため、職員の任用・勤務形態の多様 化の取組が進めら れるよう必要な情報 を提供。	25年度	公務の能率的かつ 適正なを確保 するため、職員の任 用・勤務形態の多様 化の取組が進めら れるよう必要な情報 を提供。	27年度	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。 主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年7月4日付けの自治行政局公務員部長通知により、任期付職員制度の活用等に保る留意事項などについて技術的助言を行った。・平成26年8月15日に、任期付職員の任用等に関する質疑応答集を発出し、情報提供を行った。・平成26年12月22日に、任期付職員制度活用事例集を発出し、情報提供を行った。・以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。 【参考】主な各種会議・「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」(平成26年4月、平成27年2月)・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月)・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年8月)・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック)	各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地方分権の進展に対応した地方公務員制度の確立につながると考えられることから、指標として設定。 【参考】任期付採用の実施団体 (平成26年度実績)441団体(平成26年4月1日現在) (平成25年度実績)387団体(平成25年4月1日現在) (平成24年度実績)318団体(平成24年4月1日現在)
10	人事評価制度の実施状況 <アウトプット指標>	各地方公共団体に おいて、人事評価に制 度の導実績で記述の 事管理の もれるよう必要な情 報を提供。	25年度	各地方公共団体に おいて、法改正を受けて、円滑な人事評 付て、円滑な人事図 られるよう必要な情 報を提供。	27年度	各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供。 主に以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年8月15日付けの自治行政局長通知により、人事評価制度の仕組みの整備・運用に係る留意事項などについて技術的助言を行った。・平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、人事評価制度について速やかに必要な規程等の整備や職員への周知などに取り組むよう技術的助言を行った。・・平成26年11月26日に、地方公共団体からの照会が多かった事項を中心に人事評価制度に関する研究会の報告書を終務省ホームページに公表(平成26年10月及び同27年3月)するとともに冊子を地方公共団体に配布した。	従来は助言で進めてきたが、法律上、人事評価制度が導入されることに伴い新たに指標として設定するもの(施行は公布後2年以内で政令の定める日)。各地方公共団体において人事評価制度を導入することで、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られ、真に能力本位の人事管理が行われ、一層の公務能率の向上が図られることが期待されることから、指標として設定。  【参考】国の人事評価制度と同様の取組(能力評価及び業績評価(目標管理))を行っている団体数(平成27年1月1日現在)都道府県 40 / 47団体(実施率: 85.1%)指定都市 20 / 20団体(実施率: 100.0%)市区町村 667/1,721団体(実施率: 38.8%)合計 727/1,788団体(実施率: 40.7%)  (平成25年3月31日現在)都道府県 37 / 47団体(実施率: 78.7%)指定都市 19 / 20団体(実施率: 95.0%)市区町村 563 / 1,722団体(実施率: 95.0%)市区町村 563 / 1,722団体(実施率: 32.7%)合計の下級で表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表

	達成手段		予算額(執行額) <sup>(</sup>	(%2)	関連する		平成27年度行政事業
	(開始年度)	25年度	26年度	27年度	指標(※3)	達成手段の概要等	レビュー事業番号
(1)	地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町 村合併円滑化経費等除く。)	111百万円 (82百万円)	98百万円	94百万円	1~10	①地方分権の確立を目指した地方自治法の見直しについてとりまとめるための地方行財政検討会議の開催等をする。②市町村振興、広域連携のあり方、一部事務組合・広域連合のあり方について調査・研究をする。③住民基本台帳制度等の円滑な運用のため、必要な助言や情報提供を行う。④地方行革の推進に必要な助言や情報提供等を行う。⑤地方公務員の人事管理、勤務条件、給与制度、定員管理及び人材育成確保については、調査、助言及び情報提供を行う。 【活動指標(アウトプット)】 地方自治制度等に関する各種研究会	0004
(2)	地方分権の振興に要する経費(平成20年度)	246百万円 (246百万円)	211百万円	246百万円	_	地方自治法施行60周年記念貨幣(以下「記念貨幣」という。)の図柄を考案した都道府県に対し、(1)記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業(2)その他地方自治の伸展と地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業に要する経費の一部に対する交付金を、予算の範囲内で交付するもの。  【成果指標(アウトカム)】 事業を完了した交付団体数:7団体(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 交付団体数:7団体(平成27年度)	0005
(3)	市町村の合併円滑化に必要な経費(平成13年度)	3,539百万円 (3,475百万円)	2.726百万円	2,446百万円	2	旧合併特例法の期限(平成18.331)までに合併した市町村の「市町村建設計画」に基づく事業に対し、計画の期間中(概ね10年。ただし、東日本大震災による被害を受けた特定被災地方公共団体及び特定被災区域の団体は20年、それ以外の団体は15年とすることができる。)に、旧市町村の人口に応じ、旧市町村あたり6千万円~3億円を合算した額を補助。 【成果指標(アウトカム)】 補助対象事業の完了数 【活動指標(アウトプット)】 補助対象事業の計画数:142件(平成27年度)	0006
(4)	地方議会の活性化に要する経費(平成25年度)	18百万円 (8百万円)	15百万円	13百万円	1	地方議会の一層の活性化に向け、都道府県・市町村の枠を超えて地方議会議員が一堂に会して、地方議会活性化のためのアイデアや先進的な取組事例に触れることにより、各議会が改めて自らの議会のあり方を模索することを促すこと等を目的として、地方議会活性化に関心のある地方議会議員、事務局職員等を対象にシンポジウムを開催する。  【成果指標(アウトカム)】 シンポジウムの参加者数:360人(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 シンポジウムの開催回数:1回(平成27年度)	0007
(5)	地方独立行政法人の支援に要する経費(平成25年度)	3百万円 (0百万円)	_	2百万円	_	地方独立行政法人法制度の見直しの必要性及びその方向性について、外部有識者を交えた研究会等による調査・研究を実施し、その結果について地方公共団体への情報提供を行う。 【成果指標(アウトカム)】 法令や施策等への反映件数:8件(平成27年度) 【活動指標(アウトブット)】 研究会の開催回数:8回(平成27年度)(平成27年9月30日追記)	0008
(6)	新たな広域連携の促進に要する経費(平成26年度)	-	129百万円	199百万円	1	新たな広域連携のモデルとなる取組を行う地方公共団体に対して、地方中枢拠点都市を中心とした圏域等における連携体制や事業の構築等について委託調査事業を実施し、当該事業を踏まえ、先行的なモデルを構築する。 【成果指標(アウトカム)】 調査の結果、新たな広域連携の先行的モデルとして確認がなされた案件数 【活動指標(アウトブット)】 事業実施箇所数:28件(平成27年度)	0009
(7)	地方自治法(昭和22年)	_	_	_	1~3	地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障する。	
(8)	地方公務員法(昭和25年)	_	_	_	4~10	地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、 分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する 根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行 政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資する。	
(9)	地方公務員給与実態調査規則(昭和33年)	_	_	_	5,6	統計法に規定する基幹統計である地方公務員給与実態統計を作成するための調査の施行に関して必要な事項を定める。	

					施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
政策の予算額・執行額	4,041百万円 (3,885百万円)	3,179百万円	2,999百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		平成26年12月 27日	Ⅲ. 目指すべき将来の方向 2. 地方創生がもたらす日本社会の姿 (1) 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。 (中略) 地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、それぞれの地方が、独自性を活かし、その潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を割り出していくことが基本となる。そのためには、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していて取組を息長く進めていく必要がある。地域に「ないもの」ではなく、「あるもの」を探していくことが「ないもの」をチャンスととらえ、チャレンジしていくことが重要となる。また、地方の自主性・自立性を高め、分権型社会を確立することもその基盤となる。

<sup>※1</sup> 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

<sup>※2</sup> 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

<sup>※3</sup> 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「―」となることがある。